



通常総会の開催延長について

Question

決算処理が煩雑で、監査にも時間がかかる等組合事務が忙しく、事業年度終了後2か月以内の総会開催が難しくなっています。最長でどのくらいまでに通常総会を開催すればよいのでしょうか？

Answer

一定の手続きを経て、最長で事業年度終了後から3か月以内に開催することができます。

詳細を説明しますと、中小企業等協同組合法において、通常総会の開催時期に関する規定は存在せず、各組合の定款に規定されています。ちなみに、多くの組合では事業年度終了後から2か月以内に開催すると規定しています。理由は法人税法第74条(確定申告)により、事業年度終了後から2か月以内に、確定した決算に基づく確定申告書を提出する必要があるからです。この決算の確定は翌年度開催される通常総会にて行います。

しかし、ご質問のとおり、決算処理が煩雑であったり、監査等に時間を要する等、事業年度終了後から2か月以内の通常総会開催が困難な場合は、法人税法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)によって、税務申告は確定申告期限の1か月延長の特例を受け、3か月以内に申告することができます。よって、通常総会も最長で事業年度終了後から3か月以内に開催することができるわけです。尚、この確定申告期限の延長特例は一度申請すると翌年以降も継続して適用されます。

次に確定申告期限の延長特例を受ける場合の注意点を3点ご紹介します。1点目は、事前に“総会の招集時期”について定款変更を行う必要があります。定款変更は総組合員数の半数以上が出席し、その議決権数の3分の2以上の多数による議決を必要とする特別議決であることや上記を議決した総会議事録等を添付した定款認可申請書を所管行政庁に提出し、認可を受けることに留意してください。2点目は、事業年度終了後から2か月を過ぎて確定申告の提出及び納税されるまでの期間は利子税が課されます。3点目は、法人県民税、事業税及び法人市民税についても法人税の申告期限が用いられていることから、県税事務所や市町村に対しても届出が必要となります。尚、消費税の確定申告期限を延長するには法

人税の確定申告期限の延長特例の適用を受ける必要があります。

よって、事業年度終了後から3か月以内に通常総会を開催したいとお考えの場合、確定申告延長手続の方法や利子税はどのくらいか等税理士ともよくご相談ください。その上で、中央会にもご相談いただき定款変更の認可申請手続きを行ってください。

尚、通常総会開催前後の流れはNEWSふくおか3月号特集“通常総会開催と終了後の手続き～年度末の事務処理について～”を参考にしてください。

・参考(法人税法紹介)

(確定申告)

第74条 内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

以下略

(確定申告書の提出期限の延長の特例)

第75条の2 第74条第1項(確定申告)の規定による申告書を提出すべき内国法人が、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下この条において「定款等」という。)の定めにより、又は当該内国法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、当該内国法人の申請に基づき、当該事業年度以後の各事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。)の当該申告書の提出期限を1月間(次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める期間)延長することができる。

以下略